



日本人の心 窓に映える「秋風情の衣がえ」を目にし、しばしの感慨に耽っていたら「鶴見の田祭り(横浜)」復活のTV映像が流れてきた。美しい先人の文化を、掘り下げ伝えゆく日本人の素晴らしさ。奥ゆかしい情緒に触れるたび、素朴な祭りのなかにある日本人の心根に感激する。二千余年のなかで、幾多の困難に立ち向かい、乗り越えてきた先人の叡知が脈々と流れ、私たちを守っている。波風の高鳴りも、毅然とした日本人の精神で立ち向かい、温かく美しい国をつくり、世界に伝えたい。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の提出をお願いします
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・協会けんぽの財政基盤強化を図るため、さまざまな取り組みにご協力いただきありがとうございます
 - ・協会けんぽの財政基盤強化を図らなければならない背景
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!

職場内で回覧しましょう

「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」 の提出をお願いします

対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など事業所によって名称は異なっても、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬を決定する基礎となる報酬の対象となります。

賞与支払届の提出

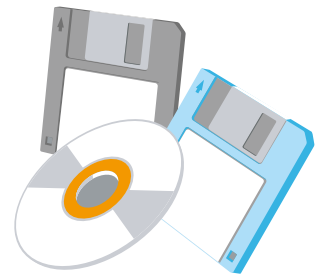
被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。現行の算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出します。

なお、育児休業に係る保険料の免除を受けている被保険者は、免除期間中に支払われた賞与についても保険料免除の対象となりますが、賞与支払届への記載は必要です。

賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届出は必要となります。

被保険者賞与支払届については、磁気媒体（CD・FD・MO）での届出が可能となっており、事業主の皆さまの希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体（CD-RW）が配付されます。

配付を希望される場合は、管轄の年金事務所まで申し出てください。



標準賞与額とは

被保険者ごとの賞与支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

標準賞与額には、健康保険は年度の累計額540万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日）、厚生年金保険は1カ月あたり150万円（同じ月に2回以上支給されたときは合算）の上限額があります。

賞与の保険料額

賞与の保険料額は、対象となる賞与が支払われた被保険者の標準賞与額に、一般の保険料と同様の保険料率を乗じて得た額となります（負担割合は、労使で折半となります）。

また、児童手当拠出金については、厚生年金保険の標準賞与額の総額に拠出金率を乗じて計算します（全額事業主負担）。

70歳以上の被用者について

70歳以上の被用者に該当する方は、健康保険に係る賞与支払届のほか「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」を併せて提出してください。

なお、健康保険が健康保険組合等の加入により、健康保険に係る賞与支払届の提出が不要であっても、「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出は必要となります。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が発行されます

**年末調整・確定申告
まで大切に保管を！**



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル
(平成24年11月1日～平成25年3月15日)

TEL 0570-070-117(ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

TEL 03-6700-1130

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*TEL03-6700-1130の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの財政基盤強化を図るため、
さまざまな取り組みにご協力いただき
ありがとうございます

日頃より全国健康保険協会管掌健康保険の事業にご理解とご協力をたまわり、ありがとうございます。
協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの保険料負担の軽減に向けて、財政基盤を強化するための取り組みを実施しています。

今年度は、国に対して、加入者・事業主の皆さまの声を訴えるための取り組みを実施していますが、大変多くの加入者・事業主の皆さまからご支援をいただき、10月現在で、**317万人を超える方々から、ご賛同のご署名をいただいております。**

皆さまからいただいた317万人の切実なお声を強力な力として、協会けんぽは次のことを強く国にお願いしてまいります。

協会けんぽが国にお願いしていること

保険料収入が下がるなか、収入を増やすために

協会けんぽへの
国庫補助割合の引き上げ

現行
16.4% → 20%

※財政基盤を補うため、協会けんぽは健康保険法の
本則では16.4～20%の範囲内で国庫補助が受けられる
こととなっています。

医療費が伸び続けるなか、支出を減らすために

高齢者医療制度の見直し

- 高齢者医療の公費負担拡充
- 高齢者医療を支える現役世代の負担を、
人数割から支払い能力に応じた負担に変更
- 高齢者にも応分の負担
(70～74歳の高齢者の窓口負担割合を1割から2割に)

※協会けんぽの支出の4割(約3兆円)は、高齢者医療制度などへの拠出金等です。



協会けんぽ大阪支部メールマガジン登録者募集中!

毎月2回、健康保険のお役立ち情報をお届けします。



協会けんぽ 大阪 メルマガ

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

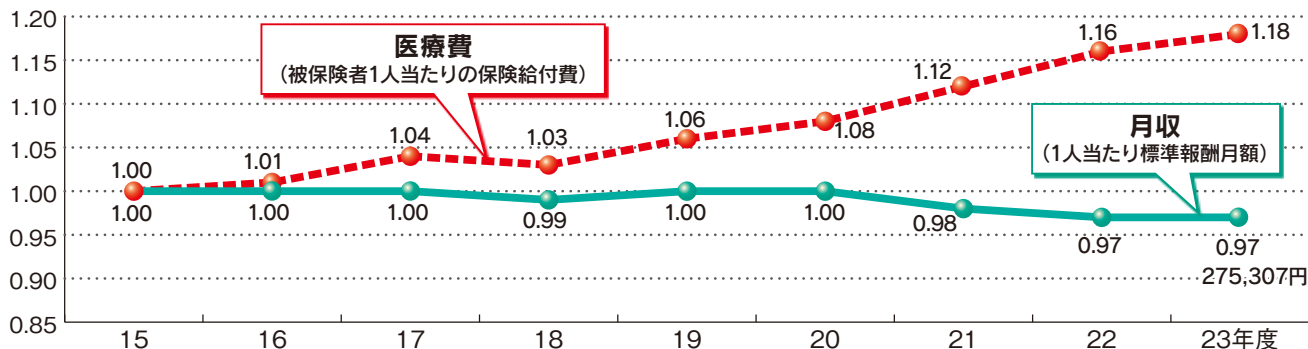
協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの財政基盤強化を図らなければならない背景

1 増大する医療費と低迷する賃金

高齢化などによる医療費支出の伸びが、保険料収入の基礎である賃金の伸びを大きく上回っています。さらに、昨今の不況の影響により、中小企業等で働く方々の賃金の下落が止まらず、医療費支出と保険料収入の差が拡大するばかりです。

【医療費と報酬(賃金)の伸び(対平成15年度の指数)】



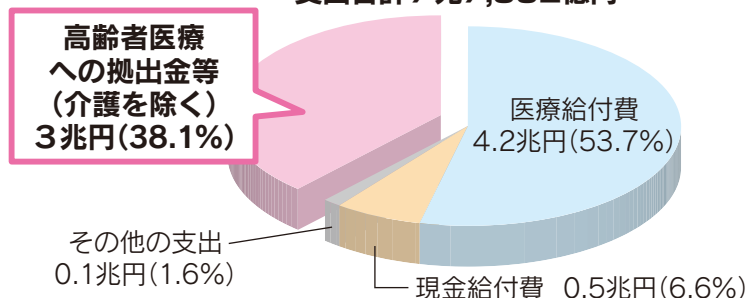
(※数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの)

2 高齢者医療への拠出金が協会けんぽの財政に重い負担

協会けんぽの支出の約4割は高齢者医療制度などへの拠出金等です。

保険料率を引き上げざるを得ない最大の要因となっています。

【平成23年度協会けんぽ(医療分)の決算】
支出合計7兆7,992億円



3 同じ健康保険にもかかわらず、中小企業等の皆さまに重い負担になっています

	協会けんぽ	健保組合	共済組合
被保険者	主として中小企業のサラリーマン	主として大企業のサラリーマン	国家・地方公務員および私立学校職員
被保険者1人当たり標準報酬総額(年額)	370万円(22年度)	533万円(22年度)	666万円(21年度)
保険料率	10.00%(24年度全国平均)	8.310%(24年度早期集計平均)	7.7%(国共済)(24年度平均)
同じ30万円の給料なら、保険料額(月額)は… ※労使折半前の保険料額(月額)	30,000円	24,930円	23,100円

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」

「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」

など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」
などの内容がご自宅で確認できます！



いつでも、最新の年金記録が
確認できます！

記録の「もれ」や「誤り」の発見が
容易になります！

具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

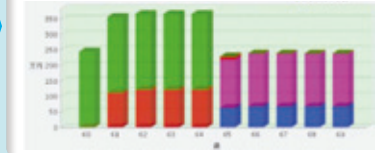
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）

61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

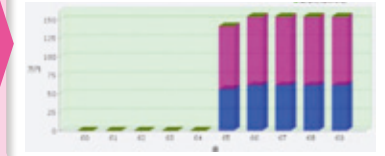
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

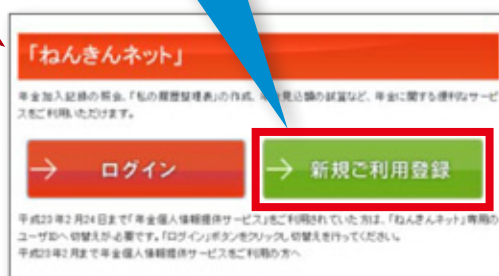


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構ホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通話料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144